

2025年

令和7年度事業計画

公益社団法人 東京都歯科医師会

2025年

令和7年度事業計画の基本方針

歯科医師法第一条には、「歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」とあり、歯科医師が担うべき崇高な使命が掲げられている。

本会は、この使命を全うするため、歯科医学・歯科医療に携わる東京都の歯科医師を代表とする公益社団法人として、医道の高揚、歯科医学・医術の進歩発達、公衆衛生および予防医学の普及向上に努め、東京都民の保健・医療・福祉の向上に寄与する事業を実施してきた。

本年度も次の4つの事業を中心として地域社会の健全な発展を図るものとする。

1. 口腔保健啓発を通して公衆衛生の向上を実現する事業
2. 事故・災害若しくは犯罪による被害者及び障がい者を支援する事業
3. 都内歯科医師の事業基盤を安定化させる事業
4. その他の事業

コロナ禍を経て、都民の暮らしや価値観は一層多様化し、デジタル化が急速に進展するなど、環境に大きな変化が生じている中、これまで取り組んできた事業の妥当性や有効性を検証し、新たな課題等も踏まえ、必要な見直し、再構築を行うなど、事業の新陳代謝を一層高めていく必要がある。

こうした中、本会は、デジタル技術の活用の推進を含め、事業全般について時代に即したより効果的、効率的な手法を積極的に取り入れるなど歳出削減を図りつつ、不断の見直しを進めることで、会員、地区歯科医師会の期待や信頼に常に応えられるよう努めていく必要がある。本年度は、これまで実施した事業評価に加え、既存の大規模事業を含めた事業実施の在り方、また、法人管理に関わる各種委員会、諸会議の開催、運営方法等、厳しく事業成果の検証を行い、積極的な見直しを行った。

1. 口腔保健啓発を通して公衆衛生の向上を実現する事業

この事業は、都民が口腔保健に関する知識習得により健康な身体を維持し、必要なときに安心な歯科医療サービスを享受できることを目的とする。

(1) 都民に対する公衆衛生活動・普及啓発、情報提供

都民の健康意識は高まっているものの、口腔（歯科）領域への重要性は未だ認識が不十分である。このため、口腔機能および口腔ケアの重要性を理解してもらうため、都民を対象とした幅広い普及啓発活動、情報提供を実施する。

① 公衆衛生の主な事業活動

- 1) 都民向けの講演・イベント事業
- 2) 歯と口の健康週間事業等
- 3) へき地（島しょ地域）歯科保健普及啓発事業
- 4) 食育関連事業
- 5) 産業保健事業
- 6) 禁煙支援事業
- 7) 糖尿病予防事業
- 8) 口腔がん対策事業
- 9) 歯科口腔保健推進事業
- 10) 企業歯科健診の充実と新たな職域歯科健診事業の研究および実施
- 11) スポーツマウスガードの普及・啓発

② 会誌の発行等

本会広報誌「東京都歯科医師会誌 PAPHYRUS」の内容の充実を目指すとともに、本会ホームページの拡充、利便性の向上に努める。

(2) 歯科医療従事者に対する学術等研修

都内に勤務する歯科医療従事者に対して、次の有償無償の各種研修会、セミナー等を実施して、歯科医学・医術の進歩発達に寄与する。

- ① 都歯ハンズオン研修
- ② 学術研修
- ③ 都歯オンライン研修
- ④ その他の研修会等
 - 1) 児童虐待防止事業
 - 2) 在宅歯科医療（認知症・介護・リハビリテーション・フレイル予防等含む）

に関する事業

- 3) 地域包括ケアシステム体制の整備
- 4) 周術期口腔ケアに関する事業
- 5) 子育て支援に関する事業

(3) 各種学会等の支援、医療連携

- ① HIV/AIDSに関する感染対策・講習会・紹介事業およびがん患者紹介事業
- ② 東京の歯科大学・歯学部・附属病院との情報交換会
- ③ 都内歯科医師会の研修会および本会会員主催の都内研修会等に対する協力

2. 事故・災害若しくは犯罪による被害者及び障がい者を支援する事業

この事業は、事故や災害、あるいは犯罪により不幸にして被害を受けた医療弱者に対する支援と、障がい者の歯科診療を中心に口腔保健の向上に寄与することを目的とする。

(1) 事故・災害等による被害者支援、犯罪による被害者支援、災害時緊急歯科診療

事故または災害時における医療救護活動は、都民の生命と身体を守る要となる重要なものである。本会では、東京都地域防災計画の一翼を担うため、各防災機関との緊密な連携をとり、会員歯科医師を中心として各種訓練や知識習得に励むものとする。

- ① 災害対策(九都県市合同防災訓練への参加、および関東地区歯科医師会との連携を含む)
- ② 身元確認研修会
- ③ トリアージ研修会
- ④ 厚生労働省災害歯科保健医療チーム等養成事業への協力
- ⑤ 警察歯科医会全国大会への参加
- ⑥ 公益社団法人被害者支援都民センター構成員として啓発活動
- ⑦ 東京都犯罪被害者支援連絡会との連携

(2) 障がい者の口腔保健の向上（東京都立心身障害者口腔保健センターの運営）

東京都立心身障害者口腔保健センターは、地域の一般医療機関では困難な障がいのある方の口腔保健の向上を目的に指定管理事業者として全面的に運営を委託されている。事業の一層の発展に励むものとする。

- ① 障がい者（児）の歯科診療
- ② 歯科医療従事者、障がい者（児）の保護者および障がい者（児）施設職員・学校教職員等への教育研修
- ③ 障がい者歯科医療ハンドブック等の配布及び障がい者歯科医療に係る広報活動

3. 都内歯科医師の事業基盤を安定化させる事業

本会が実施する公益活動は、会員である独立事業主の歯科医師の本業とは離れた協力により実施されている。こうした民の公益活動を継続的に実施するには、歯科医師としての経営基盤や業務基盤の安定が絶対の必要条件となる。本会では歯科医師への支援事業に励むものとする。

(1) 医療保険制度の適正な運用のための事業

- ① 保険講習会（国保委託事業を含む）
- ② 保険資料(指導書等)の作成・発行
- ③ その他公的医療保険(介護保険等含む)の周知徹底

(2) 歯科医業の経営基盤強化

- ① 医事相談（都民に対する電話歯科相談）
- ② 医事紛争解決のための対応(医事処理)
- ③ 税制度の周知
- ④ 福祉総合保険

4. その他の事業

歯科医師法第一条に掲げられた歯科医師の使命を全うするためには、個人ではなく団体としての活動が必要となる部分がある。本会は、地域の方々の健康を守るという大きな使命を担っており、その公益性を理解し、自覚を持った会員で構成されている。その観点から、本会組織の維持・運営は根幹をなすものであり、次の事業を行う。

(1) 厚生文化事業

- ① 会員に対する表彰等の授与
- ② 会員に対する慶弔金等の支給
- ③ 会員に対する健康増進施策等の実施
- ④ 会員の厚生文化活動に対する補助金や奨励金の支給

(2) 歯科医業合理化事業

- ① 各種調査の実施
- ② 税務相談、法律相談、融資斡旋等

(3) 会誌の発行

(4) 不動産を貸与する収益事業

- ① 貸館施設を貸与する収益事業
- ② 事業用不動産を貸与する収益事業